

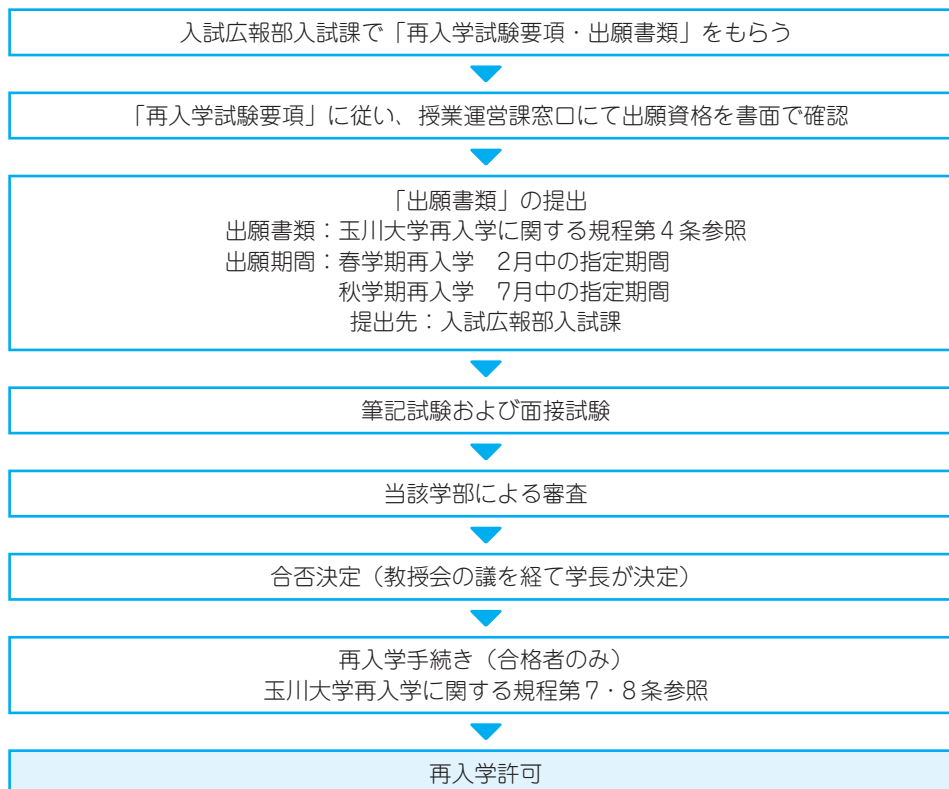
再入学

☞
退学/除籍
p. 44

本学を途中で退学（依願退学）した者、あるいは除籍（授業料未納による除籍者）となった者が、再入学を希望する場合、欠員がある場合に限り選考の上、許可することがあります。

手続きの流れ

☞
玉川大学再入学に関する規程
p. 145



出願資格

☞
玉川大学学則
p. 136 ~ 144

■ 再入学の資格を有する者

退学日または除籍日の次セメスターの開始日から再入学日までの期間が半年以上10年以下の者で、以下のいずれかに該当する者（再入学に関する規程第2条第1項）。

ただし、大学院生の場合は退学後2年以内の者（大学院学則第32条第2項）。

- (1) 依願退学者
- (2) 授業料等未納による除籍者

*ただし、未納分の学費を完納することが条件（再入学に関する規程第9条）

■ 再入学の資格を有しない者（再入学に関する規程第2条第2項）

- (1) 在学中に2回以上学習継続条件の警告を受けた者
- (2) 懲戒による退学処分者
- (3) 最長在学年数の規程により、退学した者
- (4) 再入学した後、退学または除籍された者

修業年限

学習継続条件
『履修ガイド』p.25

再入学生の修業年限は、退学または除籍以前の在籍年数と通算して4年とし、在学年数も退学または除籍以前のそれと通算して8年を超えることはできません。

再入学試験の最短出願時期

		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
	出願・入試	7月	2月	7月	2月	7月
退学期日	入学	4月	9月	4月	9月	4月
9/30付退学	(春満了)	春満了	出願	再入学		
10/1～2/28付退学	(秋満了せず)	春満了	出願	再入学		
3/31付退学	(秋満了)		秋満了	出願	再入学	
4/1～8/31付退学	(春満了せず)		秋満了	出願	再入学	

- 春学期末(セメスター末)に退学した場合には、最短で1年後の秋学期に再入学可能とする。
- 秋学期の途中(成績認定なし)に退学した場合には、最短で1年後の秋学期に再入学可能とする。
- 秋学期末(セメスター末)に退学した場合には、最短で1年後の春学期に再入学可能とする。
- 春学期の途中(成績認定なし)に退学した場合には、最短で1年後の春学期に再入学可能とする。